



2025年1月号（第22号）  
発行／静岡労働基準監督署

〒420-0858  
静岡市葵区伝馬町24-2  
相川伝馬町ビル2階・3階  
TEL 054-252-8165

県内で死亡災害が引き続き増加しています！

事業主の皆さまへ

静岡労働局

**緊急事態！！**  
**労災死亡事故多発中**

12月以降8人が死亡

令和6年12月10日から令和7年1月7日までの期間において、8名もの労災死亡事故が発生しています。（事故の詳細は裏面参照。）

静岡労働局では、このような状況を受け「**労災死亡事故多発警戒**」を発令し、より一層の労災死亡事故防止を呼びかけています。

事業主の皆さまにおかれましては、次の労働災害防止対策の実施状況を今一度ご確認くださいませようお願いします。

労働災害防止のためのチェックリスト

- ①安全衛生管理体制について
  - 事業場の安全衛生管理体制が整備されているか。
  - 安全衛生管理者、作業主任者、職長等事業場の責任者から業務の遂行状況を報告させ、必要に応じ実施状況について指導ができていますか。
- ②「5S」について
  - 整理、整頓、清掃、清潔、しつけの「5S」について徹底されているか。
- ③リスクアセスメントについて
  - 職場に存在する多種多様な危険性又は有害性の特定ができていますか。
  - 特定した危険有害性をもとに、リスクの見積もりができていますか。
  - 見積もりしたリスクをもとに、リスク低減対策ができていますか。
- ④日常的な安全衛生活動について
  - KYT（危険予知訓練）やヒヤリハット活動が実施されているか。
- ⑤安全衛生教育について
  - 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長教育等の各種教育が行われているか。
- ⑥健康管理について
  - 作業前に体調不良等の異常がないことの確認ができていますか。
  - 労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施しているか。

《労災死亡事故状況詳細》

発生日	業種	年齢	発生状況
12月10日	土木 工事業	40代	線路で、レールの溶接作業をしていたところ、貨物列車と衝突した。
12月20日	輸送用機械 等製造業	40代	車の部品を洗浄する作業をしていたところ、機械にはさまれ死亡した。
12月20日	その他の 接客娯楽業	70代	ゴルフ場内の高木（約5メートル）の枝打ち作業中、脚立から約1.5メートル下の地面に転落し死亡した。
12月20日	窯業土石製 品製造業	30代	生コン車のホッパーの詰まりを解消する作業を行っていたところ、プラントの生コンを排出する開閉式バケット部分に頭をはさまれた後、地上に墜落した。
12月20日	土木 工事業	50代	ドラグ・ショベルでプラスチック敷板を運ぶ作業中、敷板が荷崩れを起こし、これの下敷きになり死亡した。
12月24日	医療保健業	50代	施設内の清掃や洗濯を担当する労働者が移動中に階段から転落し病院に搬送されたが、約1週間後に死亡した。
1月6日	金属製品 製造業	70代	県道を軽トラックで走行中、反対車線から走って来たトラックと正面衝突し死亡した。
1月7日	食料品 製造業	60代	エアコンの室外機の固定用ボルトの取外し作業を行っていたところ体勢を崩し高さ約3.7メートルの庇から地面に墜落し死亡した。

○12月1日～1月15日は、「静岡年未年始無災害運動」期間です！

当該期間、県内では転倒、墜落、はさまれ・巻き込まれの順に多く災害が発生しており、この3つで全体の50%以上を占めています。詳細は→



○全国的に高齢労働者が被災する割合が増加しています。

厚生労働省では、令和2年3月より「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を公表し、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組んでいただけるようお願いしています。



◎エイジフレンドリーガイドラインの詳細は→

当署で静岡働き方改革推進支援センターによる出張相談窓口が開かれます



出張  
相談

2/13  
(木)

9:30～

【お問い合わせ先】

静岡働き方改革推進センター

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/shizuoka/>

〒420-0858 静岡市葵区伝馬町18-8 アミイチビル2F  
電話 番号：0800-200-5451  
ファックス番号：054-205-5451  
メー ル：shizuoka@task-work.com

中小企業小規模事業者等に対する働き方改革推進視線事業  
(都道府県労働局委託事業)

受託者：株式会社タスクールPlus



# 労働者死傷病報告の提出が電子申請となりました

事業主の皆さまへ

## 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

### 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、④について該当するコードから選択できるようになり、⑤については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

労働者死傷病報告の記入欄と改正内容の対照表。①～⑤の項目が強調されている。

- ① 事業の種類
- ② 被災者の職種
- ③ 傷病名及び傷病部位
- ④ 災害発生状況及び原因
- ⑤ 国籍・地域及び在留資格

※電子申請義務化に伴う略号の取扱いについて  
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略号」のデータを添付してください。「略号」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては

## 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

をご利用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご利用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご利用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内の災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です/  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶  
厚生労働省HPにリンクします



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 動画版「これってあり?まんが知って役立つ労働法Q&A」(全体版)



# 静岡労働基準監督署へのアクセス



- JR静岡駅より徒歩約10分
- 静岡鉄道日吉町駅より徒歩約5分
- 申し訳ありませんが、駐車場がございません。公共交通機関をご利用ください。

### 編集後記

新年を迎えて、世界情勢は混沌としていますが、身近な労働災害防止と、働きやすい職場環境の形成を応援していきたいと思えます。